

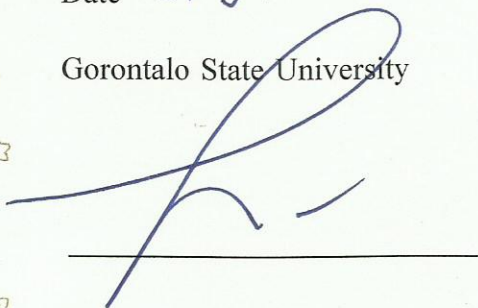
Agreement of Academic Exchange Between Gorontalo State University
and National University Corporation Ehime University
(2nd Agreement)

National University Corporation Ehime University, Japan and Gorontalo State University, Republic of Indonesia sign this agreement with the objective of facilitating cooperation and exchange through academic and research programs as listed below.

1. Both parties strive to promote and develop cooperation in the following ways:
 - (1) Exchange of academic materials and publications.
 - (2) Exchange of academic, research and administrative staff and students.
 - (3) Cooperation in research and the presentation of its results.
2. Both parties will pursue the objectives listed above after sufficient consultation with each other.
3. Expenses incurred in the implementation of the agreement shall be covered by the university concerned.
4. This agreement will be renewed on March 16th 2012 and is valid for five years. In the event that parties agree, it may be amended. The agreement can be terminated within the five-year term if notice is given six months in advance and if both parties agree.
5. This agreement is prepared in Japanese and English and both texts shall be regarded as official. Two signed copies in each language will be prepared and both parties will keep one of each.

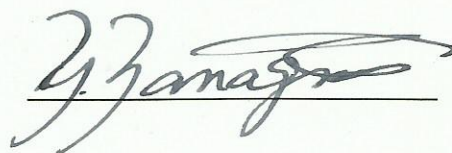
Date 31 Jan. 2012

Gorontalo State University



Date 31 Jan. 2012

National University Corporation
Ehime University



国立大学法人愛媛大学とゴロンタロ大学との学術交流に関する協定書
(第2回協定書)

日本国国立大学法人愛媛大学とインドネシア共和国国立ゴロンタロ大学は、教育及び研究の協力と交流を促進するため、ここに学術交流に関する協定を締結する。

1. 両者は、両国関係諸法規の定める範囲内において、次の各項目の実現に努力するものとする。
 - (1) 教育・研究用の出版物及びその他の資料の交換
 - (2) 教職員、研究者及び学生の交流
 - (3) 共同研究等の実施
2. 両者は、この協定の実現のために、十分な協議を行うものとする。
3. この協定に定められた項目の実施に必要な経費は、原則として、その機関に係るものについてはその機関の負担とするものとする。
4. この協定は、2012年3月16日に更新し、5年間有効とする。ただし、両者の合意に基づき、変更又は更新することができる。また、有効期間内であっても、6か月前までに両者の合意が得られた場合は、いかなる時点においても解消できるものとする。
5. この協定書は、日本語、英語でそれぞれ2部を等しく正文として作成し、両者がそれぞれ1部を保有するものとする。

2012年 1 月 31 日

2012年 1 月 31 日

国立大学法人愛媛大学長
(署名)

ゴロンタロ大学長
(署名)

柳澤康信

Syamsu QAMAR BADI

国立大学法人愛媛大学とゴロンタロ大学との学生交流に関する覚書
(第2回覚書)

日本国国立大学法人愛媛大学とインドネシア共和国国立ゴロンタロ大学との学術交流に関する協定（以下「協定書」という。）第1項第2号に定める学生の交流の円滑な実施を図るため、協定書第2項に基づき、以下の事項について同意する。

1. 受入学生の身分

両者における受入学生の身分は、国立大学法人愛媛大学においては「特別聴講学生」とし、ゴロンタロ大学においては「特別聴講生」として受け入れる。

2. 受入学生数

両者は、1年に3名を限度として相互に学生を受け入れる。

3. 在学期間

受入期間は、原則として1年以内とする。ただし、両者の合意により更に1年を限りとして延長することができる。

4. 授業料その他の費用

両者は、当該学生の検定料、入学料及び授業料を、相互に不徴収とする。

5. 単位互換

学生に係る単位の認定は、学生の派遣大学の規定に従って、派遣大学が行うものとする。

6. 学生の住居

両者は受入学生が適当な住居を確保できるよう可能な限り努力するものとする。

家賃等住居にかかる費用については、学生が負担するものとする。

7. 有効期間

この覚書は、2012年3月16日に更新し、5年間有効とする。ただし、両者の合意に基づき、変更又は更新することができる。また、この覚書は、有効期間内であっても、両者の合意が得られた場合は、いかなる時点においても解消することができる。

8. その他

両者は、この覚書の疑義その他学生の交流に必用な事項について、受入大学の学則等に定めるもののほかは、その都度協議を行う。この覚書は、日本語及び英語でそれぞれ2部を等しく正文として作成し、両者がそれぞれ1部を保有するものとする。

2012年1月31日

2012年1月31日

国立大学法人愛媛大学長
(署名)

ゴロンタロ大学長
(署名)

柳澤 康信

SYAMSU QAMAR BAHU